

就学支援金手続きフローチャート（収入状況届）

※所得制限等で該当しない場合も手続きは必要です。

① 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien にログインします。
ログイン ID 通知書記載の ID・パスワードを入力し、ログインします。

◆ e-Shien へのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



※ログイン ID がわからない場合は、学生が学生生活係窓口へ申し出てください。

② 申請意向を登録します。

「継続意向登録」のボタンを押し、意向登録画面から就学支援金を継続受給するか、しないかを選択します。

※所得制限等で明らかに
該当しない場合等

申請を希望する場合

③ 収入状況届出を提出します。

継続意向登録後に表示される画面に沿って手続きをします。

※継続意向登録時に選択いただいた内容によって、手続きが異なります。詳細な手続き方法は文部科学省 HP 掲載の「e-Shien 申請者向け利用マニュアル③継続届出編」をご確認ください。

【マニュアル掲載場所】

[高校生等への修学支援：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/)

下記の QR コードからもご確認ください。



申請を希望しない場合

手続きは終了です。
ログイン ID 通知書は
4 年生に進級するまで
大切に保管いただきま
すようお願いいたしま
す。